

# 平成30年度第2回茅ヶ崎市提案型民間活用制度 事業者選定委員会 会議録

議題	(1) 提案型民間活用制度事業（平成29年度実施分）のモニタリング結果に対する評価及び平成30年度実施分のモニタリングシート内容（設定項目等）確認について (2) その他
日時	平成30年7月31日（火） 午後3時30分 開会 午後5時00分 閉会
場所	市役所分庁舎5階 F会議室
出席者氏名	藏田幸三委員長・山本裕子副委員長・松戸康彰委員・川村豊委員  (事務局) 若林企画部長・白鳥行政改革推進室長・関谷担当主査・他担当者2名（岡崎・大橋） (関係課) 施設再編整備課 吉野主幹・松本担当主査 道路管理課 市村課長・林担当主査・他担当者1名（鈴木） 建築課 小柴課長・伊藤課長補佐・他担当者1名（栗本） 公園緑地課 深瀬課長
資料	平成30年度第2回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会次第 資料1 平成29年度提案型民間活用制度事業モニタリングシート（施設再編整備課） 資料2-1 平成29年度提案型民間活用制度事業モニタリングシート（道路管理課） 資料2-2 平成30年度提案型民間活用制度事業モニタリングシート（道路管理課） 資料3-1 平成29年度提案型民間活用制度事業モニタリングシート（建築課） 資料3-2 「平成30年度提案型民間活用制度事業モニタリングシート（建築課） 資料4 平成30年度提案型民間活用制度事業モニタリングシート（公園緑地課） タイムスケジュール
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	1名

## 【開会】

(事務局) (行政改革推進室 白鳥室長)

本日はご多忙のところご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

平成30年度第2回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会を始めさせて頂きたいと思います。まずは茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則第6条2項に従い、当委員会4名のうち皆様にご出席いただいているところで本会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、事務局として事業所管課の職員が出席をさせて頂いておりますのでご承知置き頂きたいと思います。

今回は、平成29年度実施事業にかかるモニタリングシートの評価結果に基づく報告及び平成30年度実施事業にかかるモニタリングシートの設定項目等についてご説明をさせて頂き、委員の皆さまからご意見を頂きたいと考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第に沿いまして、資料確認をさせて頂きたいと思います。

#### 【資料確認】

(事務局) (行政改革推進室 白鳥室長)

また、本委員会の公開・非公開については、今回の委員会内容はモニタリングシートの審議であるため、公開で実施すべきと考えております。よろしくお願いいたします。それでは会議の進行につきましては、茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則に基づき、藏田委員長にお願いいたします。

(藏田委員長)

それでは、引き続き会議を進めさせて頂きます。最初に議事録署名人を指名させて頂きます。審議会等の長と、審議会等の長が指名した委員が署名するということでございますので、今回名簿順で川村委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(川村委員)

はい。

(藏田委員長)

では、川村委員よろしくお願いいたします。

**【議題1】「提案型民間活用制度事業（平成29年度実施分）のモニタリング結果に対する評価及び平成30年度実施分のモニタリングシート内容（設定項目等）確認について」**

(藏田委員長)

それでは次第に沿いまして、議事を進めてまいりたいと思います。まずはじめに、議題（1）提案型民間活用制度事業（平成29年度実施分）のモニタリング結果に対する評価及び平成30年度実施分のモニタリングシート内容（設定項目等）確認について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) (行政改革推進室 関谷担当主査)

それでは、議題1「提案型民間活用制度事業（平成29年度実施分）のモニタリング結果に対する評価及び平成30年度実施分のモニタリングシート内容（設定項目等）確認について」ご説明申し上げます。

提案型民間活用制度で実施している事業につきましては、受託者から提出された事業報告の点検、実施確

認を適宜行う等、事業所管課が中心となってモニタリング及び評価を行うこととなっております。また、評価については、透明性、中立性及び公平性の確保の観点から第三者チェックを受けることとしておりまして、本委員会がその役割を担うこととなっております。

委員の皆さまには平成29年度の実施事業に係る、事業者及び事業所管課が作成をいたしましたモニタリングシートに基づき、事前にご意見をいただいているところでございます。先程ご説明いたしました本日の当日配布資料の資料1、2-1及び3-1につきましては、各事業毎に皆様から出たご意見をまとめたものとなっております。資料の補足資料として事業計画書や報告書を添付資料とさせて頂きましたが、報告書については、年間の報告書は膨大となりますので、イメージができるよう一部抜粋して資料とさせて頂いておりますので、ご承知置きください。また、資料2-2、3-2及び4につきましては、平成31年度のモニタリング、内容としては今年度30年度の実施内容に対するモニタリングの実施になりますが、前回の委員会でお諮りさせて頂きましたとおり、所管課が特に確認したい項目については、事業ごとに設定できることとしておりますとともに、同じく今年度30年度の実施内容に対するモニタリングシート上における事業毎の案件の指標につきましては、モニタリングシート上段の枠囲みの中の一番下の部分「指標等の状況」に記載しております。本制度にて運用している事業につきましては、平成30～32年度を計画期間とする総合計画第4次実施計画と一体的に策定をいたしました、「茅ヶ崎市経営改善方針2017年度版」において行革重点推進事業として位置づけをし、進行管理をしていくこととしておりますことから、経営改善方針に用いている指標と同じ指標を設定するとともに、事業担当課毎に進行管理を行う必要があると考える指標について、別に設定しております。

本日の進め方につきましては、平成29年度実施事業に対するモニタリングと、次年度に実施する平成30年度実施事業に対するモニタリング項目について、各事業毎に行ってまいりたいと考えております。大まかなタイムスケジュールといたしましては、机上配布させて頂いております当日配付資料「タイムスケジュール」上にお示しをさせて頂いております。1事業につき約25分を予定しております。まずは平成29年度実施事業について、事業所管課よりモニタリングシートに基づき、5分程度で報告をして頂き、その後委員の皆さまから質問事項を受け付ける時間を設けたいと考えております。

モニタリングシート上の委員コメント欄につきましては、現在委員個人の意見がランダムに記載されておりますが、最終的に公表し、また事業者にもフィードバックするものとなりますので、この委員会としての評価について、まとめていただければと思います。その後、平成30年度分のモニタリングシートについて、事業所管課より説明させて頂き、その後委員の皆さまから質問事項を受け付ける時間を設けたいと考えております。

なお、公園緑地課所管事業につきましては、平成30年度モニタリングシートのみとなります。議題1の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

(藏田委員長)

ご説明ありがとうございました。では、説明内容につきまして、質問、ご意見等ございましたらよろしく

お願いします。

よろしいですか。

それでは、事業ごとに評価を進めてまいりたいと思います。

では、平成29年度実施分のモニタリングシート、資料1「公共施設等包括管理業務」について、所管課の施設再編整備課からのご説明、よろしく願いいたします。

(事務局) (施設再編整備課 松本担当主査)

施設再編整備課の松本と申します。よろしく願いいたします。

提案型民間活用制度事業モニタリングシートについてご説明させていただきます。

まず、モニタリングシートにつきまして、この事業は、平成28年から30年度の事業となりまして、同じ内容で行うこととなりますので、29年度の評価結果に基づく報告のみという形になっています。30年度のものはありませんので、ご了承ください。

まず、事業名といたしましては、「公共施設等包括管理業務」となっております。次に、事業の目的といたしましては、エレベーターや自動ドア等の維持管理業務について、市内横断的に複数施設の業務を集約することで、スケールメリットを生かした、経費削減や事務の効率化を図ります。また、設備の維持管理における質の平準化、民間事業者のノウハウや発想を生かした、仕様に定める水準を超えた幅広い業務など、民間事業者による迅速かつ適正な設備点検を行うことで、安全・安心で効率的な施設の維持管理を図ることを目的としております。

予算・決算の状況といたしましては、包括管理業務を行う前の平成27年度の決算額といたしましては、15施設で277万1820円となっております。平成28年度からは17施設の3年間の継続契約としており、各年度の予算は322万3000円としておりますので、平成29年度も同額となっております。ちなみに平成30年度も同額となっております。公共施設等包括管理業務における従事職員の工数といたしましては、制度導入前の27年度までは、10課かいでそれぞれ契約等の事務を行っていたところ、28年度以降につきましては、当課1課で0.42人の工数となっております。事業の進捗状況といたしましては、29年度に行う予定の保守点検業務を行っております。

次に、Aの「基礎的項目」についてですが、モニタリング項目の①の「人員・業務体制」、②の「人材育成」、③の「安全管理体制、個人情報保護」、④の「継続性」につきましては、Aの評価としております。28年度と同じ内容の業務ということであり、基礎的項目については、適正に行われていると評価しております。

次に、Bの「サービスの提供に関する項目」についてですが、モニタリング項目の②の「サービスの質の維持、向上」の「利便性向上に向けた取り組み」の項目のみ、B評価としております。これにつきましては、業務計画に沿って適正に行っておりますが、現状維持ということで、さらなるサービスの向上への期待も込めてB評価としております。「クレーム・要望等に対する対応」につきましては、28年度に行ったアンケート等で連絡体制に不備がありましたが、29年度は改善しており、A評価といたしました。Bのサービス

の提供に関する項目についても、適正と判断しております。

続きまして、Cの「その他」に関する項目についてですが、モニタリング項目の①「創意工夫」はA評価としておりますが、②の「地域経済の活性化」につきましては、メーカーによる点検業務が主な業務となりますので、地域経済の直接的な活性化には繋がらない業務となり、28年度はC評価といたしましたが、今後の事業拡大等を含めた中で検討することとし、29年度はB評価としております。

次に、総合評価といたしましては、包括管理業務委託による市の事務の効率化や維持管理の質の平準化など、効率的な設備の維持管理を実現しております。

受託者から今後の取り組みとして、各施設の意見等を集約し、包括管理をすることで、維持管理の品質の向上及び平均化を行うよう心掛けるとし、安全安心な維持管理を提供するよう努めるとともに、施設の省エネ等、効率のよい製品の更新の提案を行い、より安全安心な施設となるよう努めるとコメントをもらいました。

また、平成28年度に各施設管理者へのアンケートを行った結果、一部施設で連絡体制の不備について意見を頂き、平成29年度の本委員会でもその部分の指摘を頂きました。受託者と施設再編整備課及び各施設との連絡体制については、施設再編整備課を通さなくても直接事業者と連絡できる体制をとること、また、点検日等の変更があった場合には連絡を徹底することで見直しを行いました。その結果、29年度につきましては、各施設からのクレーム等はありませんでした。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(藏田委員長)

ありがとうございます。では、10分を限度に29年度モニタリングシートの報告を含めて、ご意見を頂きたいと思えます。先ほど事務局のほうのご説明があったとおり、委員のご意見を取りまとめて、この委員会の意見をまとめるということでございますので、よろしくお願いいたしますと思えます。

おおむねよく執行できているのではないかといいるところではありますけれども、修正なり、追加で指摘しておくべき事項等ございましたら、よろしくお願いいたします。

(川村委員)

私が意見を言ったところもあるんですけども、それは別にして、最初に、担当課の記載の総合評価についてですけども、これはおそらくこのままで情報公開なり何なり出てくるだろうと思うんですけども、先ほど説明を聞いた中では、適正なものとして判断するという話を聞いたんですけども、このままこれを読んでみると、事業の目的そのものをただ書いているように読めてしまったんですね。

当然のことながら、包括管理をすることでこういったことができて、できると書いてありますけれども、そもそもこの事業の目的自体、包括管理をやるのが大前提ですから、このまま読んでしまうと、目的がそのまま総合評価に書いてあって、それは包括管理の仕事を頼んでいるのだから、これは普通じゃないかというふうに読めなくはないかと。もう少し表現を工夫したらどうかなと思うんですね。総合評価として、

担当課として、全ての項目で、言葉では先ほどおっしゃっていましたが、計画書どおり適正に執行されているとか、適正だと判断できるとか、適正だと思うとか、そんな表現にしたほうが、市民から見たときには担当課の総合評価としてよろしいのではないかな。このままだと、目的を書いているんじゃないかなと勘違いされる可能性があるんじゃないかなと思いました。

(事務局) (施設再編整備課 吉野主幹)

ありがとうございます。では、委員のご意見のとおり、表現を一部修正します。

(川村委員)

先ほどの意見欄の1番目は、私が書いたんですけども、今、説明の中で、前回の指摘で、連絡に不備があったということに対して、それは見直しを行いましたというふうに受託者の記載欄があるんですけども、今、口頭ではちょっとお話があったように、確かにそういうふうにどこかに書いてあったと思いますけれども、私、それを飛ばしてしまったかもしれませんけれども、直接連絡できるとか、そういったものを直接ここに書いてもらったほうが、後で見る人は、こういう見直しをやって、こういうふうになったんだというのがわかると思うんですね。これは所管課が書く内容じゃないですから、指示も指導もできないかもしれませんが、そういったほうがよりわかりやすかったのかなというふうに思いました。

全体としては、所管課の判断のとおりでよろしいんじゃないかなというのが私の意見です。

以上です。

(藏田委員長)

今の川村委員のご意見を含めて、そういったような具体的なところを総合評価の中に書き込んでいただければ、多分仕上がるのかなと思いますので。一般的な表現だけだと、本当にモニタリングされているのかどうかということもありますので、なるべく具体的な事象なり事柄を捉えて、記録に残しておく。それをまた次年度レビューしながら進めていくということだと思いますので、よろしくお願いします。

(事務局) (施設再編整備課 吉野主幹)

総合評価のほうにまとめて記載させていただきます。

(藏田委員長)

ほかにいかがでしょう。

では、ということで、委員の意見なんですが、これは何か一つにまとめたりする必要がありますか。これはこれで、こういう形でも構わないですか。

(事務局) (行政改革推進室 関谷担当主査)

そうですね。特に定まった形はございませんので。

(藏田委員長)

わかりました。

(川村委員)

仮にモニタリングの結果としては、ほかの団体のモニタリングを見ると、最終的な結果として良好だとか、そういった結論を書いてあるモニタリング結果というのは結構多いんですけども、この場合の最終的な茅ヶ崎市として、今年はこのモニタリングについては、最終的にどういう評価をしたというのは、どこを見ればいいということになりますか。

(事務局) (行政改革推進室 関谷担当主査)

そうですね。総合評価というところがまず一義的には担当課が判断した総合的な評価ということで、本日のご意見を含めた内容が最終的な評価となります。

(川村委員)

総合評価が茅ヶ崎市としてのモニタリング結果だということによろしいわけですね。

(事務局) (行政改革推進室 関谷担当主査)

そうですね。

(川村委員)

わかりました。

(藏田委員長)

委員の意見については、多分、2項目目、3項目目はほぼ同じなのかなと思うので、まとめて頂くなりしていただければと思います。

よろしいですか。2項目目、3項目目をまとめていただいて、1項目にして頂くということでよろしくお願ひします。

では、平成29年度のモニタリングシートに基づく報告に対する評価ということで、以上で締めくくらせて頂きたいと思います。

(事務局) (行政改革推進室 関谷担当主査)

施設再編整備課につきましては、30年度に新たな設定等がございませんので、29年度のモニタリング

のみという形になります。

(藏田委員長)

ありがとうございました。

では、以上で次第1の「公共施設等包括管理業務」についてのモニタリングについての評価については締めくくらせて頂きたいと思います。ご協力ありがとうございました。

それでは、続きまして、資料の2「狭あい道路調査等業務」についての審議のほうに移ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。平成29年度実施分のモニタリングシートにつきまして、資料2-1「狭あい道路調査等業務」についての事業所管課、道路管理課からのご説明のほうをよろしく願いいたします。

(事務局) (道路管理課 林担当主査)

道路管理課の林と申します。よろしく願いします。

まず、差し替えの資料なんですけれども、委員さんの意見が入っていない状態でお配りさせていただいておりますので、もともと配らせていただいている委員さんの意見が、その部分だけはももとの資料を見て頂く形になります。よろしく願いします。

それでは、29年度実施分のモニタリング結果及び評価について、道路管理課より説明させていただきます。Aの「基礎的項目」、「①人員・業務体制」、「②人材育成」、「④継続性」につきましては、業務計画書、報告書等書類を確認し、適切に実施していると認められるA評価としました。人員・業務体制については、業務計画書の2.組織図がそれにあたります。③の「安全管理体制、個人情報保護」につきましては、事故発生時の対応につきまして、業務計画書にて安全管理基本姿勢等が示されておりますけれども、対応マニュアルについては、今後、作成を検討する必要があると考えておまして、B評価としております。月末報告の実施、また、早急な案件において、現地完了後、速やかな報告を実施していることなど、迅速な対応は高く評価できるものと考えています。

Bの「サービスの提供に関する項目」につきましては、①の「利用者等の満足度」の「利用者等へのアンケート、ヒアリング調査」については、地権者と接触した際に、十分な説明により制度への理解、ご協力をいただいているため、A評価としております。

「利用者等に対する接遇」においては、十分な説明と丁寧な接遇により、地権者への自主後退協力要請におけるトラブルや市へのクレームはありません。そのため、A評価としております。

②の「サービスの質の維持、向上」に関しましては、目標水準の30件に達していないということで、B評価とさせて頂きました。

「利便性向上に向けた取り組み」としては、わかりやすい手続方法を示した資料作成を課題として挙げましたが、具体的な取り組みは検討中のため、B評価としています。

続きまして、Cの「その他」に関する項目の「①創意工夫」では、受託者意見にあるように、平日頃、専

専門的知識を有する従事者が現地調査を実施している結果、効率よく効果的な事務処理ができているため、A評価としております。

自主後退協力要請についても、以前のように、測量及び工作物等補償算定のノウハウが不足している市職員が何度も現地調査を行う必要がなくなり、円滑で効率的な業務が行われていると考えております。

「地域経済の活性化」については、事業の性質上、高い専門性が求められることや、対象が個人となることなどからB評価としております。

最後に、総合評価としまして、この提案型民間活用制度を導入する前と導入した後で比較した際に、事業者が当該地の現地調査を行い、調査票の作成だとか、現地写真の納品、また、わかりやすい資料作成を行うことにより、狭あい道路の道路管理課の担当職員が当初の4人から3人に変更になっております。また、時間外勤務についても減少するなど、職員の事務負担の軽減に効果が出ている事業であると考えております。

また、自主後退協力要請の成功件数が28年度と比較すると増加しましたが、当初目標の30件に達しておらず、課題として残っております。今年度以降も事業を継続しておりますが、これまでの課題を踏まえ、補償物件の選定方法等、事業者と協議し、改善を図ってまいります。

モニタリング結果に対する評価については以上でございます。

(藏田委員長)

ご説明ありがとうございました。では、委員の皆さんからご質問、ご意見等を頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

(川村委員)

モニタリングからちょっと外れてしまって申しわけないんですけども、昨年も事業の内容について確認させていただき、議事を読み返してみたんですけども、執行額の536万7,600円というのは、事業費と報酬だというふうに前年の説明でもたしかあったと思うんですけども、それから、300件というのは、建築確認上の後退を含めた目標だという話を聞いています。ということは、この事業そのものは、自主後退協力要請以外にも、建築確認上の後退も含めた事業だというような認識でよろしいんですね。

(事務局) (道路管理課 林担当主査)

そうですね。

(川村委員)

そうすると、この執行額の536万7,600円も、これは自主後退協力要請の金額と建築確認上の後退、両方を含めた執行額ということでよろしいんですか。

(事務局) (道路管理課 林担当主査)

そのとおりです。

(川村委員)

そうすると、事業の目的の書き方で、モニタリングと外れて申し訳ないんですけども、この事業の目的自体は、自主後退協力要請の件しか書いていない状況であって、これだと、前回もこれできっとそういう議論になってしまったんですけども、建築確認上の後退が一切ここに目的に入っていないものですから、なかなか議論するのに前回戸惑って、改めて読み直してみてもわかったんですけども、前回指摘できなくて申しわけなかったんですけども、この狭あい道路調査等事業であれば、両方書かないと、事業の目的としてはいかがかなという感じがいたしました。以上です。

(事務局) (道路管理課 林担当主査)

ありがとうございます。

(藏田委員長)

他はいかがでしょうか。

(山本副委員長)

今の話で、ただ、建築確認するときの後退というのは、結局、交渉する、しないじゃなくて、建てるためには下がらなければいけないものですよね。それはここの事業の目的に入るのかなと今一瞬思ったところがあって、それよりも、できれば、金額をこの事業費の中から、今は純粹にこの目的として自主後退で交渉してやった金額が幾らで、そうじゃなくて、自動的に建築確認のことで確実に後退で使ったお金が幾らという形で、こちらを分けてもらったほうが見やすいのかなと思ったんです。

(川村委員)

僕は行政の立場でもありますから、これは、きっと事業名のくくりの問題だと思うんですよね。自主後退協力狭あい道路対策事業とか、そういう名称にすれば、この目的で足りるし、今のままの事業名ですと、どうしても、結局詳細にそれを書いたとしても、傍目にはわからないですよ。今、山本委員が言ったことを明確にするのであれば、自主後退の部分は自主後退として、事業名を分けていただいて、それについての執行額をつくる。それから、建築確認上の後退については、そういった事業名にしてもらって、それについての執行額をつける。であれば、委託事業としても明確になると思うんですね。今、山本委員がおっしゃったように、この委託事業名ですと、建築確認上の後退についても委託しているわけですよ。それが混乱してしまうので、分けたほうが、モニタリングとはちょっと離れてしまうかもしれませんが、事業のくくりの問題で、これはそれぞれ地方公共団体で事業がちよっと違いますから、一概に言えないんですけども、より山本委員が言ったようにわかりやすいためには、そうやったほうが確かにわかりやすいとは思いま

す。

(事務局) (道路管理課 林担当主査)

わかりました。

(山本副委員長)

働き掛けて下がってもらうのと、自分から建てるのに下がらなければいけないから下がるのとでは違うので。

(藏田委員長)

他はいかがでしょうか。

私のほうから1点だけ。総合評価の中で、事務軽減等に繋がったというふうに総括をされていらっしゃるんですけども、平成28年、29年度の狭あい道路にかかわる従事職員の工数は、28年は3.13で、29年度は3.32になっているんですが、これを読むと従事人数がふえているように見えるんですが、ここは矛盾がないのかというのが1点目。

もう一つは、目標達成ができなかったということの、もう少し細かな検証が必要かなと思うんですけども、今の議論ともかかわる部分ですが、300件が達成できなかったというのは、何で達成できなかったのかというのが、ちゃんと担当課として確認をされたほうがいいかなと。もともと自主後退要請の対象になる案件が少なかったとか、建築確認そのものが少なかったとか。今はざっくりと執行率というような形で300分の229という数字を計算しているような気がしますけれども、それが本当に、事業者が当初提案した内容ですから、ということは、それが基本的に守れると思って評価をしていたにもかかわらず、それが守れないというのは、事業者の努力が足りないのか、それとも事業者の努力ではどうしようもない要因で達成できていないのかというのは、ちゃんと確認しないと、次の年度、果たしてどういうことに力を入れて改善していくべきかということが見えないと思うので、その2点。1点目は人工の部分の従事人数のところの数字の話と、あと、目標未達の内容について確認されている内容があればお聞きしたい。

(事務局) (道路管理課 市村課長)

前段の人工のカウンターの仕方についてお答えしたいんですけども、茅ヶ崎市の中で事業別従事職員表というのがございまして、各課ごとに職員の表があって、その人がやる分があります。現実的にかかわっているのは3人という中にありまして、そのほかに管理職の分も0。何には入ってきちゃうものですから、あと、整備事業というのは、従事の3人だけではなくて、その次の工事の部分も若干入ってきちゃうんですね。どうしてもかかわっていますので。「舗装します、何します」というところにも入ってくるので、ここは、工事量がふえたりすると、作業員がふえちゃったり。ここの金額だけじゃなくて。管理職のウエイトをどれくらい置いたかによって、その分も入ってきってしまうので、こういう形の数字になってしまいます。

それから、300件につきましては、ここにも括弧書きで書いてありますように、自主後退を促す運動、それから、この業者さんが直接自主後退を促すのと、うちの職員が直接営業活動をする部分もございますので、それもあわせて、結局、やることについてのこちらの茅ヶ崎市がやっている事業のフローチャートの中の一部を受託していますので、全部の数で300といったところになっていますので、彼らがやっている分だけを、今ご指摘のように、別に分けて書いたほうがわかりやすいのかなというところも、前段の山本委員のお話部分もリンクすると、わかりやすいのかなということですね。

それから、実は先程の山本委員のお話にありました予算については、自主後退部分の成功報酬と、建築部分に伴う狭あいというのは、基本的には算出はしているんですけども、ここにはそういうような書き込みをする欄がないので、それは書き込んではいないところであります。あと、ここにも皆さんのご想像にもなかった職員が営業している部分があるわけなんです。だから、そこを3つにしてしまうとぐちゃぐちゃになってしまうところもあって、自主後退は自主後退でくくって、この請負業者さんがやっているところと、職員が営業活動をしたところと、もう一つ、自治会等で、あそこは狭いから交渉してきてよというのがあったりするんです。そこを何年かかけてやっとながら下がってもらったからできたみたいなものもあるものですから、そういうのも入っての数字ということで、なかなかわかりにくくて申し訳ないですけども、この辺の数字と、先ほどのご指摘を頂きました内容とのわかりやすい説明につきましては、この行段の中だけで全部書くと、わかりにくくなってしまいますので、その辺はまた検討させていただいて、この表は直せないですよ。

(藏田委員長)

考え方として、総合評価の中のこの説明の中に書いて頂くのがよいのかな。前段の上のほうに書かれた数字を「予算・決算等の状況」の部分に出すと、帳票が難しくなるので、具体的に、特に気になるところは、投下人工だとか、達成率だとか、2つの業務が入っていて、それについてどうかということは、多分、総合評価のところでご説明をいただければよいのかなという気はいたします。

(事務局) (道路管理課 市村課長)

わかりました。調整をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(藏田委員長)

松戸委員、いかがですか。

(松戸委員)

後退手続が終わっていない箇所が6割ということと、あと、自主後退要請箇所の選定方法や、その要請のかけ方についても検討する必要があると、今年度、担当課の中でご意見がありますので、ぜひその検討した結果について、まだこれから検討することとは思いますが、次の機会とか、何か別の機会があれば、検討結果も教えていただければありがたいなというところです。自主後退はなかなか難しいことであるとい

うのは、資料をいただいた中でもいろいろと書かれているところもあるので、引き続き頑張ってくださいと思います。以上です。

(藏田委員長)

ありがとうございます。

(川村委員)

先ほどわかったと言っておきながら、またしつこく質問して申しわけないですけども、モニタリングそのものですけども、もう一度どうしても確認したいのんですけども、この委員会は条例でしたっけ。

(藏田委員長)

条例です。

(川村委員)

その役割というのは当然書いてあると思うんですけども、そこには、この委員会は、モニタリングに対する意見を言うということになっているんですか。

(藏田委員長)

モニタリングに対する外部評価ですね。このモニタリングが適正であるかどうかということ判断する意見を申し述べる立場。

(川村委員)

じゃ、モニタリングはこの役割じゃないということによろしいわけですか。

(藏田委員長)

モニタリングは我々の役割じゃない。モニタリングはあくまでも担当課と事業者との間で行われるものであって、それを市民に対して公表する前段階で、こちらの委員会として、その内容が適切かどうか。評価の仕方も含めて。

(川村委員)

意見を言う組織だということですか。わかりました。

(藏田委員長)

では、時間もありますので、まとめさせていただきます。意見については、特段、今の意見交換の中で変わる

こともないかと思しますので、基本的に今、この記載事項でよろしいのかなと思います。あと、総合評価の中で、先ほど意見が出たようなことについて、できる限りわかりやすい形での書き込みをお願いしたいということでもよろしいでしょうか。

では、平成29年度のモニタリングシートの評価につきましては、以上で終わらせて頂きたいと思います。続きまして、30年度実施分のモニタリングシートについてのご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(事務局) (道路管理課 林担当主査)

30年度のモニタリングシートについて説明申し上げます。

まず、事業の目的につきましては、27年度から行ってきた提案型民間活用制度の内容に加えて、道路の修繕箇所を把握することで、市民からの苦情を減少させ、狭あい道路整備をより効果的・効率的に実施することを目的としております。

事業の概要につきましては、ア、イ、ウに分かれておまして、アとイにつきましては、今までどおりの自主後退の協力要請と、先ほどありました建築確認に伴う申請受け付け後の現場調査だとか、資料の作成を委託するような内容になっております。

今年度、30年度から追加になったものが、ウの道路維持保全点検に関するものになります。こちらは、狭あい道路に関しまして、自主後退協力要請や資料作成に伴う現地調査等の付帯業務として建築確認を行い、修繕箇所を提案するという形の内容になっております。

続きまして、予算・決算等の状況につきましては、モニタリングシートに記載のとおり、当初予算としまして30年度は626万円になっております。

続きまして、指標等の状況につきましては、工数については特に記載はなくて、実施の目標を2点で指標を立てておまして、穴あきや舗装の劣化や損傷による事故等の未然防止ということで、こちらは修繕箇所の早期発見及び早期修繕対応としております。こちらは、数量としては、何件ないといけないというようなことで目標が立てられるものではないので、こういった形にしております。

その下にありますもう一件に関しては、狭あい道路の整備事業に係る申請処理件数。これは先ほどの話にありました300件というのが、市全体で狭あい道路で申請があった場合に、処理が必要な件数になっております。そのうち自主後退協力要請に伴う申請処理の件数を15件としております。

事業の概要につきましては、以上になります。

(藏田委員長)

ご説明ありがとうございました。では、モニタリングシートの内容について、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

私から1つ。目標のところ、3つ事業があって、目標が2つというのはないかなという気がしてまして、ア、イ、ウの業務があれば、ア、イ、ウの目標、指標が設定されていてしかるべきかなというのが1点

目。ですから、これはどれが落ちているのかというと、資料作成が落ちていますかね。どうなのか。ですから、ここが多分、自主後退協力要請、アと資料作成と予防保全点検という3つのもので指標を設定する必要があるのかなというのが、1つ意見としてあります。

もう一点は、ウの保全点検にかかわる未然防止のところの指標化は難しいという話でしたけれども、確かにどれくらい穴があいているかを予測することは難しいので、何件と書くことはできないと思うんですが、この手のものの目標設定としては、適切に、例えば、これは発見するためにはちゃんと調べてもらわなければいけないわけですね。調べているかどうかを報告してもらえばいいと思うんです。

どんなふうなスケジュールで、どの範囲まで、どうやるのかということはあるんですけども、定期的な状況確認とその報告とかというのを、例えば、月に2回ずつ24回やりますと。ちゃんとできています。であれば、それは確かになかったんですね、ということもあるかもしれませんし、それで1年やると、年間でどれくらい件数が出てくるか見えてくるので。このままだと、チェックするところなのか、発見した後、迅速に対応するとか、わからないですね。ただ、今回、最初なので、まずは、予防保全点検につながる前提としての現場確認がちゃんとできているかどうかを担当課のほうに情報を上げてもらうという指標を立てられたらよいのではないかというふうに、一つのアイデアですけども、ちょっとご検討いただいて、何らか数値目標なり、具体的な何かで設定する必要があるかなというふうに思いました。

以上2点です。

(事務局) (行政改革推進室 関谷担当主査)

ただいまの委員長からのご指摘の部分なんですけど、この穴あきの舗装や劣化の損傷による事故等の未然防止で、目標値としての修繕箇所の早期発見及びその修繕対応というのは、冒頭説明させていただいた行革の重点推進事業として、経営改善方針上に位置づけのある指標設定となっております。設定する際に、先ほど主管課から説明がありましたとおり、なかなか数値上のというのが難しいというところから、このような記載をしている背景がございますので、今のご指摘を踏まえまして、こちらの指標を新たに1個追加するのか、はたまた、既存の指標を変更するのかといったところにつきましては、一度検討させていただければと思います。

(藏田委員長)

わかりました。

他はご意見いかがでしょうか。

最初の30年度モニタリングシートの意見なのであれなんですけれども、先ほど川村委員がおっしゃった総合評価の部分で、ほかの自治体さんのこういうモニタリングシートで言うと、総合評価のところはA、B、C、D、Eとかというような項目をつけて評価する方法もあるかな。要は、総合評価が全部文章を読まないとうのかなとわからないというのは、市民の理解としてわかりづらいので、今これは、29年度もそうですが、個別のものを全部足し合わせて、じゃ、結果、Aなんですとか、Bなんですとか、Cなんですとか、Dなん

ですかというような部分でもう一項目つけると、行革的には管理しやすいかなと思いますし、逆に、例えば、受託している事業者さんからすれば、総合評価はAをもらいましたということであれば、さらに努力していくインセンティブになると思うんですね。そこら辺は検討してもよいのかなと思いました。意見でございませぬ。

では、よろしいですかね。

意見等ないようでしたら、以上で、検討項目を検討いただいて、進めていただければということで、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

では、次の次第のほうに進んでまいりたいと思います。

資料3の「市営住宅の修繕業務」について。事業所管課の建築課のほうからご説明のお願いしたいと思います。

(事務局) (建築課 栗本)

では、説明させていただきます。

お手元にありますモニタリングシート、29年度のものですけれども、こちら、記入してあるとおりですが、取り上げてご説明させて頂きたい箇所があります。1枚目の予算・決算等の状況ですが、平成29年度予算は1年間で2,500万円でございまして、執行額は2,483万3,282円で、執行率としては99.3%となりました。

年間修繕業務件数については、132件。そのうち、明渡修繕の数は19件でして、28年度に比べて7件ふえておりまして、費用の高い明渡修繕がふえたにもかかわらず、コスト削減につながっていったのかなと思っております。

そういった中で29年度の担当課の評価ですが、おおむねAをつけさせていただいていますが、「A. 基礎的項目」の「①人員・業務体制」の一番上、「事業実施に必要な人員確保、人員配置」についてはBをつけさせて頂きました。これについては、昨年度、28年度のモニタリングシートに対する委員ご意見を踏まえまして、平成29年度、修繕業務に関する協力業者を追加いたしました。

追加したのは、5工種です。業者の内訳は、市内業者が4者、市外業者が2者で、計6者追加しております。追加した5工種というのは、仮設足場、衛生設備、塗装関係、内装関係、そして外構・樹木剪定関係で計6者を追加しています。さらに、受託者での社内の大工の教育にも取り組みました。

平成29年度の委員ご意見を踏まえての取り組みは、大きなところで以上の2点となります。しかしながら、担当課のほうでBにした理由としましては、2つあります。

1つは、先ほどもお伝えしたとおり、費用や時間のかかる明渡修繕がかなり増えておりまして、費用も時間もかかっているということ。そして、理由の2つ目としては、受託者において自社の大工の教育を始めておりますが、教育には時間がかかり、1年で教育し遂げるということはちょっと難しいかなと。大工の教育については、引き続き、今年度以降も続けていきますが、ご指摘の人員の確保にはまだ追いついていない状況と判断し、担当課としてはBの評価をさせて頂きました。

昨年度モニタリングシートについての説明は以上となります。

(藏田委員長)

ご説明ありがとうございました。それでは、皆さんからのご意見、ご質問等をお願いいたします。

(川村委員)

意見欄で一番上に書いたのは私なんですけれども、今のお話を聞いて、どういった見直しをやったかというのわかりました。それはそれでよかったです。それでも、今年も同じような状況だということで、モニタリング、来年、これからに向かっての話として、人材の育成にかなり時間が必要だという話を伺いましたけれども、そうすると、今年、30年度も無理なのかな、みたいな想定になってしまうんですけれども、その辺は、所管課あるいは受託者のほうで、何かいい案というか、市民サービスを向上させるために委託料を払っているわけですから、可能であるものというのは、今のところ、そういう予定というか、聞いたりはしていないんですか。

(事務局) (建築課 栗本)

教育にどれぐらいの時間がかかるというのは、私どもも、見えないところで、受託者は昨年度から取り組んでおりますが、まだ完璧に現場を任せられるという職人がそろっていないと考えています。現状は、現場代理人である担当者自身が、現場で動いて時間を割いてしまうために、それ以外の見積もりの提出や、書類の提出、こちらからの色々な計画に関する書類の提出など、主に事務仕事に手が回らず、少しずつ対応が遅れてしまうところが現状ですので、まずは現場代理人が現場で動かず、監督業に専念できるように、職人さんを育てて頂くというところで、まだ時間がかかっているようで、その予定もこちらではわからない状況です。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

補足させていただいてよろしいですか。現場での仕事と見積もり等の書類作成、大きく2つ業務があるいたしますと、職人さんの教育は、現場代理人が主となりまして、受託者の従業員等も一緒に作業しながらやっていますが、そうはいつでも、主の作業は現場代理管理者という状況がございます。

私どもが求めるものというのは、書類の提出にしても、修繕の作業にしても、作業効率を向上させたり、あと、終了までにかかる時間を短縮させるということが、まず1つ目的としてございますので、そのために我々が、市側としてできることというものを受託者と協議してございます。それが書類の報告書ですとか、諸々いろいろな書類の様式の見直しですとか、提出の間隔の検討ですとか、そういった書類作成に関しましても、効率化をまず私どもとしては図れるように、受託業者と協力している最中でございます。

そこでできた時間を使って、より現場で受託者の作業員に指導して頂く時間に充てて頂くということもできますし、それによって、多くの現場の依頼がきた場合でも、分担して業務ができる体制というのを、この

1年でつくり上げていくために、こうした取り組みを始めているところでございます。

(川村委員)

ちょっと的外れかもしれないですけども、一般論で、工事とか何かで、そういった能力があって、今求めているサービスを十分備えた上で、さらに上を求めている段階で、ちょっとまだ人材が不足ですよというのだったら、まだわかるんですけども、こういった仕事をお任せしますよ、やって欲しいんですよといったときには、当然、その体制ができていて、そのサービスを担うだけの体制とか人員とかがいて、初めて可能だということで、能力があるということで、その業者に委託するなり、工事をお任せするというのが普通だと思うんですよ。それが、こちらが求めている水準のサービスをできないから、教育を今しているんですよというのは、少し差があるというか、ずれているような気がするんですけども、その辺はどうなんですか。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

本制度を利用しまして、27年度から29年度まで3カ年、実施いたしました。この制度を利用する前の26年度と比較いたしますと、修繕コストですとか、作業効率、スピードというものは格段に向上しているというふうに認識してございます。その中で、向上した中でも、27、28、29と、時を重ねるにつれて、さらにコスト削減、さらに期間短縮というものに取り組んでまいりましたが、当初の体制の中ででき得るところまでのある一定のところまでは、29年度の段階でできたのかなというふうに考えてございます。

その中で、高齢化等も進展していく中で、退去者が高齢化に伴って施設に入所したりですとか、あるいは、お亡くなりになられたりとかというようなケースが増えてまいりました。そのため、29年度は、7件も明渡修繕の件数がふえているというふうに認識してございます。

もう一つ、この3年間の中で受託業者が入居者と丁寧な折衝、あるいは対応をしていく中で、これまでなら、我慢して直そうとも思わなかったけれども、あなたたちなら信頼できるし、説明もわかりやすいし、安くやってくれるし、みたいところで、入居者から依頼される一般修繕の件数が伸びてまいりましたので、業務量がさらに増加してきている状況ではございます。その中で、業務量が増えたからできないというわけではなくて、それをどうこなすかという段階だと今は思っています。このことがさらに上を求めるところに該当するのか分かりませんが、状況の変化に応じて、29年度の段階でこれから一般修繕も明渡修繕も増加するというものを見越して、職人の育成ですとか、あるいは協力体制の充実というものに取り組んでいるという状況でございます。

(川村委員)

ということは、求める水準には達した上で、さらなる市民サービスの向上の部分での話ということで、この問題に関してはそういう理解でよろしいわけですね。求めるところは当然こなしているということでもよろしいわけですね。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

そのとおりでございます。

(事務局) (建築課 栗本)

先程から明渡修繕という言葉が出てきていますけれども、退去に伴うリフォームですね。金額的には、最高で130万を区切っています。工期にしては、大体1カ月を要しまして、それが、例えば3件、4件重なった場合、1件やって、同時に2件はやらないんですね。少しずつずらして1カ月ずつやるので、例えば3件やるにしても、3～4カ月はかかってしまうので、現場代理人が重なっている部分に関しては、どこの現場も入場したりします。そういうところで、職人、大工さんなり、いろいろな工種の方が出入りするところを足しげく現場に通って行って時間がとられたりしているので、29年度は19件もありましたので、かなり大変な中こなしてくれたのかなと思っております。

(川村委員)

では、ある意味、こちらが想定していたよりも明渡修繕というのが多くて、想定した仕事よりも言ってみれば多かったということですかね。それについて余計にお金を支払うということはないわけですね。

(事務局) (建築課 栗本)

はい。

(藏田委員長)

今のものに関連して、多分適正なサービス水準というか、標準的に想定しているものがどこなのかということ、今、12件が19件になりました。よかったです。でも、一方でそれは、適正は16件ぐらいだったのかもしれないね。そこら辺を何らか担当課として目安を持たないと、現状に追随するような形になってしまうのではないかなというのが、私の視点からするとすごく気になるところで、川村委員のご意見もそうですし、説明としては、おおむねそういう意味では良好な執行をいただいているということだというふう理解をさせていただきましたけれども、そこがどこまでが少なくとも100点満点で、次の120点を取るために頑張っている中で、そのひずみは何らかが出ていくということがあれば、という仕切りが必要だろうなと。

ですから、これは、どんどん増えていけばいいということではないということも、今のご説明を伺うと理解しますので、であれば、その適正な水準なり、適正な業務、こういう場合、発注の管理というか、そういうことについては市側の責任なのかどうなのか、よくわかりませんが、そこら辺は、どこからどこまで、この受託事業者が責任として負うのか、どこまでが100点で、120点がどこで、今は115点なのか、それとも95点なのか、そこがすごく重要なことだと思うので、そこは、色々状況は個別の事情である

かとは思いますが、その部分をしっかりと担当課としても線を引いて見て頂く必要はあるのかなというふうに思いました。

他、ご意見はいかがでしょうか。

委員のコメントもおおむね評価ということでのご意見ですのでよろしいですかね。

では、ご意見等、特段なければ、以上で29年度のモニタリングシートの評価のほうは終えさせていただきます。

引き続きまして、平成30年度のモニタリングシートの内容についてのご説明をお願いいたします。

(事務局) (建築課 栗本)

説明させていただきます。

先程ご報告させていただきました29年度までの3カ年の委託は終わりました、30年度から引き続き3カ年の契約で、市営住宅の修繕及び点検業務を実施してまいります。昨年までの内容と大きく変わったのが、点検業務が加わったということです。点検業務というのは、法定点検で毎年行っていた貯水槽の清掃や消防設備や遊具の点検になります。それに加えて、市の職員のほうでやっておりました、1年に2回の建物の維持管理点検を一括して委託しております。

そこで、点検が加わったことによって、指標の状況として、建物維持管理点検結果への対応状況に数値を設定させていただいております。30年度、今年度は、要修繕箇所の実施率100%としてございます。要修繕箇所というのは、年に2回の建物維持管理点検において、A、B、C、Dと判定がありまして、Bまでが経過観察、C・Dが何らかの対応をしないとイケないという判断で、C判定、D判定になったものから、市と受託業者にて協議をしまして優先順位をつけて、今年度中に対応することとなっております。その対応することになったものの実施率を100%を目指すということで指標を設定いたしました。

これまでの修繕というのは、入居者からの依頼によって発見された修繕箇所となり、こちらから発見するというのは、年に2回の職員による点検によるものでした。そこに、より専門的な目で不具合を発見することによって、修繕箇所や建物の傷み具合を把握することができると考えております。

そして、ここにある利点なんですけれども、受託者が現場で点検業務をし、その場で対応できるものはその場で直し、その場で対応できないものについては、優先順位をつけて、市と協議を経て、今年度に対応することとなっております。その対応するものが今年度100%の実施率を目指そうというもので、この指標を設定いたしました。

以上です。

(藏田委員長)

ご説明ありがとうございました。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(山本副委員長)

たしか修繕だけではなくて、この事業の目的の中には、点検に関しても入っていますよね。

(事務局) (建築課 栗本)

はい。

(山本副委員長)

要は、普段のその事業者さんがやっている中で、点検業務をあわせてやることによって早期発見をする。この指標の中に、点検に関しての指標というのが项目的に見当たらないのかな。

(事務局) (建築課 栗本)

点検に関しましては、建物維持管理点検というのが年に2回ありまして、それは指標としては上げていませんが、年に2回必ずやるというものです。

(山本副委員長)

定期点検のほかに、これはたしか、この業者さんがやるというメリットは、普段、市営住宅の修繕を行っている中で、定期点検以外にそのあたりの点検をして、修繕箇所を早期発見して、あまりひどくならないうちに修繕するということが1つのメリットで考えた事業だったと思うので、その意味では、定期点検じゃなくて、要は、それ以外の事業者さんが行って頂く点検業務に関しても、それを実際にやっているか、やっていないかという評価をする部分というのが必要じゃないかなと思いますけれども。定期点検以外の部分の点検をということで。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

29年度までは修繕業務だけでした。30年度からは点検業務もあわせてということで、点検業務の内訳を確認のために今申し上げさせていただきます。まずは、法定点検ですね。受水槽ですとか消防設備のものがまず1つございまして、これは定期で行うものでございます。山本委員がおっしゃるように、それ以外の部分も当然ございまして、そういうものとしましては2点ございます。1点が、児童公園を設置しているところがございまして、児童公園の遊具点検。これは法定ではございません。それからもう一点ございまして、これが年2回行っております施設維持管理点検というものでございます。今、指標として挙げさせていただいたのが、施設維持管理点検、年2回行うところについての点検でございまして、法定ではないんですが、2回やっていて、この点検とあわせてやるメリットなんですが、先程の説明にもありましたが、年2回以外にもほかの案件で住宅へ行ったりすることもありますので、そういうときに、ちょっと目に入ったところに関しては報告してもらって、修繕等を都度できるということですね。そういったことをやりながら、しかも年2回きちんと全住宅を点検して、優先順位づけして、しかるべきところを予算の範囲内で順番に優先づけしてやっていくというところ。それが一体化で委託したことによる1つメリットだと思ってございます。そ

の指標がないというところのご指摘であったかと。

(山本副委員長)

これではちょっと見えないかなという。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

申し訳ありません。私どもの趣旨といたしまして、モニタリングシートの「指標等の状況」の中の維持管理点検結果への対応状況という、上から3段目の段でございますが、要修繕箇所の実施率100%という指標が、その意味で書かせていただいたところでございます。年間を通じて、色々な修繕をしながらも、都度パトロールしてもらいながら、出てきたところは都度対応していきながらも、年2回やる点検で出た修繕が必要な箇所、その中でも優先すべきところを絞り込んだものについて、その年度内にきっちり100%こなしていくという指標です。少しわかりづらいでしょうか。申し訳ありません。

(藏田委員長)

私なりに拝見すると、点検箇所が出たものを補修する業務であれば、この指標でいいと思うんです。優先的な判定結果に基づいて、迅速に対応しますという業務であれば、この点検、要修繕箇所100%、確実にちゃんとやるというのは目標になりますけれども、今回は、建物維持管理点検及び先ほどご説明いただいた児童遊園の遊具とか、そういったようなものを、いわゆる独自に、より丁寧にいろいろな機会を捉えて点検しますというのが提案じゃないですか。ということは、ちゃんと点検しているかということモニタリングしないとだめですよ。というのはなぜかという、そういうふうに出てきた結果、担当課と協議をした上で、A、B、C、D、幾つかの仕分けの中でどうしても対応しなければいけないものをCと判定して、それを対応するのは、これはやらなければいけないことですよ。絶対にやらなければいけないわけですね。逆に言えば、その段階で、実務的には、箇所数が多いようであれば、予算をオーバーするようであれば、その調整をされたり、何かされるわけですね。だから、より重要なのは、今回の業務は、今回新たに加わった点検業務が適切に行われているかどうかということとちゃんとチェックする必要があるんじゃないですか。

前の課でも同じようなお話があったので、同じようなことを申し上げますけれども、点検しているかどうかということ、ついでに見たときに発見することについては、不具合が出てくること自体を、何件発見しますという目標は立てられないので、ただ、少なくとも、この業者さんが、例えば1週間に1回、2週間に1回、こことこことこを見ましたということとちゃんと担当課に報告をする。それだけでも立派なモニタリングになると思います。要は、どことどことどこを見てなかったんだという報告が上がってこない、どこを見ているかすらわからないじゃないですか。ですから、点検結果に対する対応じゃなくて、点検のついでに見ているということが、少なくとも、今回は初回なので、どの範囲まで手が及んでいるのか、報告してもらおうということがまず最初なんじゃないですかね。

建物維持管理点検は年2回やる。これは必須ですよ。これは別に指標にしようがないと思う。迅速にやるとかというのはあるのかもしれませんが、それはあれでしょうけれども、それ以外のいわゆる遊具の点検だとか、その他の任意でやった、ついでに発見するものがあれば、報告しますということですね。だから、報告はそんなに上がってこないほうがいいと思うので、報告の数を、不具合があるという件数が何件も上がることは別に目標じゃないですけども、ちゃんといろいろなところを見てくれているんだということは、担当課として事業者さんの努力をしっかりと評価するには重要な指標なので。わかりますか。例えば、定期的にしっかりと回ったところを報告してもらうということを確実にこなしてもらう。そうすると、1年間やれば、この業者さんはここら辺まで見ているんだというのが、少なくとも表面上わかる。実際にふたを開けてみたら、そうはいったって随分見逃しがあるみたいですねということも、もしかしたらわかるかもしれませんね。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

年2回の建物維持管理点検についてでしょうか。

(藏田委員長)

年2回のこともそうですし、当然、ついでにしか見ていないわけであって、業者さんが言うように、実は効率的にケアできているのは少しかもしれませんね、とかということも、次の年度に見えてくるので、少なくとも目標の指標の設定としては、維持管理点検という任意で行う事業者が行う点検業務を着実に見たところを報告してもらうなり、何らかの報告をしっかりと上げてもらうのが、一つのモニタリングすべきことかなという気がします。

(山本副委員長)

修繕がなくても、ちゃんと。問題はないですよという報告を上げてもらわなければいけないわけだから。

(藏田委員長)

そっちが必要だと思うんです。基本的に問題がないんですね。問題があって対応します。ちゃんと対応しました、じゃなくて、問題がないということ、見てくれていることがこの事業者の評価ですね。見てくれています。見ました。見てくれましたね、ありがとうございますというのをちゃんと1年間チェックされたら、それだけでまずはそこでかなり。それでちゃんと見ていただいて、ちゃんと問題がなければ。わかりますか。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

今、私どもが受託者と話しているのが、委託の標準の仕様としましては、年2回の点検であると。それ以外にも修繕で住宅を回るのであれば、ついでと言ったらおかしいですけども、ちょっと見回っていただいて、そこで修繕が必要な箇所があるならば報告してくださいというようなお願いをしているんです。見回っ

た結果、何もなかったという報告を求めてはおらず、修繕箇所があった場合のみ報告して頂くというようなやり方にしているんですが。

(藏田委員長)

それだけと適切なモニタリングになっていないということです。実際に本当に問題がないのか、見て問題がないのか、見ていないのか、わかりますか。わかりませんよね。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

そうですね。

(藏田委員長)

それが別に、今のポイントは、ついでに見ますと書いてしまえば、ついでに見なければいけないことになるので、みたいな話ですよね。今のやりとりの話のポイントは。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

原則ラインとしては、年2回の点検というものがある中で、点検と点検の間は何もしないのかということではなくて、せっかく住宅を回られるのであれば、都度見てください、見回ってくださいというお願いをされていて、その中で修繕箇所、必要箇所があるならば、ご報告いただいて、点検と点検の間であっても、そこを随時対応していくことで、次の点検のときには、より修繕箇所が絞られた形で、対応後の点検結果みたいなものがきちんと出ていると。点検と点検の間であっても、日常的にそういったことはしていこうということです。

(川村委員)

それは仕様書に書いてあるんですか。

(藏田委員長)

書いていないんですね。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

書いてありません。

(川村委員)

書いていないのではちょっとあれですね。求められないですね。お金もおそらくあれですよね。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

そこはお願いの中でやって頂くということになります。

(川村委員)

お願いベースで、となると、そういった指標にあるのが逆におかしくなる気がしたんですね。やってもやらなくてもいいものですよということですね。お願いベースとなると。

(藏田委員長)

遊具の点検は、それも新たにご説明されたので、気にはなったんですけども、それは任意になるんですか。

(松戸委員)

昨年もらっている市営住宅の修繕及び点検業務委託の特記仕様書には、市営住宅児童遊園に設置されている遊具の安全性については、年に1回以上実施することというのと、その資料がそのままなのかどうか、わからないんですけども、同施設遊具点検業務を実施した際には速やかに点検報告書を提出することと書いてあるので、そのとおりにやっていただければよろしいのではないかと。年1回以上。2回、3回というのは、今お話のとおり、適宜なので、その都度報告が要るか否かというのは、それは善意でやっていることでしょうか、そこは評価するということではないと思うんですけども、ただ、今、このモニタリングシートの中で点検業務の部分の評価する場所がないので、それは加えていただいたほうが。もうちょっとわかりやすくというのか、どこかにあるようで、何となくわかりにくいかなと。遊具についても、年一回以上は必ずやるという仕様なんですよ。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

そうです。

(松戸委員)

以前、いただいた平成29年12月の特記仕様書というところを改めて読ませていただいているんですが。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

30年度以降も年1回以上という仕様です。

(松戸委員)

年1回以上というのがあって、その報告書はもらうということになっている。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

もらいます。

(川村委員)

建物の維持管理と維持管理の間でやる、ついでに見てもらうものについては仕様書に載っていないですよ。もうこれは契約しているんですよ。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

契約しています。

私の説明が至らなくて大変申しわけありません。今までは、年2回の建物維持管理点検は、我々職員がやっていました。実は、私も栗本も事務職員でございまして、決められたひな型はございますが、そうはいつでも事務職員が目視して、チェックしているような状況でした。同じ内容の点検を行うわけですけれども、今回はそれを専門的な知識を持った受託者が実施することになります。それによりまして、項目は同じですが、さらに専門的な視点で、点検をして頂くことが可能となりました。さらに、修繕とあわせてやっていくことになっていますので、点検して終わりではなくて、点検した結果、どう対応していくのかの優先順位づけですとか、どの範囲を、どういう手法で修繕するのかといったところのアドバイス等も頂きながら、実施していけるのが、今回、修繕と点検をあわせて実施する大きなメリットであるかなというふうに認識してございまして、その結果、新たな指標を設定しました。

優先順位付けしたものに关しましては、他の修繕業務等の、例えば、材料を一括で仕入れるときに、そこもやっ飛ばさないとかというようなことも含まれますが、この年度内でリストアップされたものについては、100%潰していこうというところを目標としているというモニタリングの目標でございまして。しかしこれが受託者がバラバラですと、「うちは修繕だけですから」ということで、一般的な入居者からの一般修繕と明渡しの修繕だけをやる。我々が点検をして、その結果、これ、どうしよう、直さなければなというのを我々が考えながら、それをまた別の業者さんなりに一個一個手配してやっていく。その不効率さを1業者が全部担うことで、点検したところに関しての修繕も、ほかの修繕とあわせて効率的に実施していけるところが大きなメリットだと思っているので、リストアップしたところについては100%こなしていくというところを目標値としてございます。

(川村委員)

結果的には、建物維持管理点検への対応状況100%というのは、あくまでも間のやつじゃなくて、年2回の点検業務の指標だと。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

そうです。

(川村委員)

そういうふうにしたんだということですよ。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

そうです。

(川村委員)

その場合でも、100%といっても、例えば、130万を超えたら違う業者にやらざるを得ないでしょう。それは入札になるんですよ。130万を超えているような点検ができちゃったら。そうしたら、その業者はできないですよ。入札でできるかもしれないですけども、130万が上限だと言っていましたから、それ以上のものというのは入札するわけでしょう。

(事務局) (建築課 栗本)

130万の上限は、明渡修繕の上限です。それ以外の一般の修繕に上限を設けておりませんが、高額な修繕をあげると、緊急で排水管が漏れているなどの場合は100万を超えることもあります。

(川村委員)

優先順位では緊急性をつければできるかもしれないですけども、一般的に言えば、緊急性のあるものは、点検で見るとはなくて、それこそ連絡があってやるものでしょうから、点検でわかるやつが緊急性があるものもあるかもしれませんが、点検でわかったものが130万を超えれば、自治法上でいったって、入札せざるを得ないんじゃないんですか。

ちょっと話がずれてしまいましたけれども、いずれにしても、そういうことであれば、それはそれで、この指標はある程度納得でいいかなとは思わなくはないんですけども、ただ、それにしても100%というのは、その業者の、我々はその業者に対してモニタリング、あの業者がちゃんとこの仕様どおりやったかどうかというモニタリングじゃなくて、結果として、市も含めて、市の予算を使ってちゃんとやったかどうかというモニタリングで、市へのモニタリングになってしまうような気がするんですよ。100%やったかどうかというのは、その業者がちゃんとやったかどうかという問題じゃないような感じがするんですけどもね。

(事務局) (建築課 伊藤課長補佐)

指標については事務局とも整理させていただきます。

(藏田委員長)

整理してください。よろしくお願ひいたします。

すいません、時間を超過いたしました。以上で平成30年度のモニタリングシートの審議のほうを終えさせて頂きたいと思ひます。ご協力ありがとうございました。

最後に、資料の4に移りたいと思ひます。お待たせしました。「公園・街路樹等剪定・除草業務」についてのご説明。平成30年度の実施分からです。事業所管課の公園緑地課さんのほうからのご説明のほうをよろしくお願ひいたします。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

それでは、平成30年度提案型民間活用制度のモニタリングシートについて説明させていただきます。

まず、事業名は「公園・街路樹等剪定・除草業務」です。

事業の目的は、茅ヶ崎市内の公園緑地及び街路樹の剪定、除草等について、民間事業者のノウハウを生かし、より効率的かつ計画的な管理運営を行うことで、景観や美観に配慮した剪定が可能となり、快適な空間の創出などをはじめとする市民サービスの向上を図ること。また、従前の複数本の契約を一本化することにより、設計金額や事務量を削減することを目的としております。

次に、事業の概要としては、茅ヶ崎市内の公園・街路樹等の剪定、除草等の適正な維持管理による良好な環境の保持。定期的な巡回パトロール及び地域との連携強化による安全確保。倒木などの危険のある樹木に対する早急な対応及び事故の未然防止を実施することとしております。

予算の状況としては、平成30年から32年度の3年間の継続契約としており、今年度が初めての事業となります。

事業費に関しましては、記載のとおりでございます。

本事業の個別指標を計画的な植栽管理とし、受注者側からの提案事項を盛り込んだ業務計画を作成し、業務の実施状況を確認することで委託事業の評価をすることとしております。

モニタリングシートに関しての変更はございません。

以上でございます。

(藏田委員長)

ご説明ありがとうございました。ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

お伺ひしたいのですが、指標で掲げられている作業計画の作成及び実施状況の確認という目標は、どういうふうにして具体的に確認するとか、具体的にはどんなふうにして作業を進められる感じですか。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

まず、樹種によって切る時期というものが決まってきます。まずは最初に、今回、市内エリアの樹種の確認をしてもらった上で、必要なところ、優先的に切らなければいけないというところを業務計画に位置づけてもらって、それを、いつ、何を切るかというのを期間を決めてもらった中で、実際にその期間の中で、あ

まり遅れてしまっても、切る時期は必ず決まっています、遅れてもいけないし、早くてもいけない。その中で、確実に切ってもらっているかというのを、最終的に写真と、あと、現地にも実際に行っておりますので、全部は行っていませんけれども、現地に行っているときとか、パトロールへ行くとかも、当然確認はしておりますので、そういったところで確認をしてまいりたいと今は思っております。

(藏田委員長)

意見としては、ここの目標は、多分、業務内容そのもののような気がするのですが、モニタリングの指標としてはあまり適切ではないのかなというふうに思っております。例えば、業務内容の項目の中では、2番目のパトロールとか地域の連携の安全確保とかというようなところの回数なり、そういったようなところでモニタリングをするとか、何かもう少しかみ砕いたほうがいいのかなという気はします。

ちょっと意見として、ここは多分、事業執行体制のところ、選定の段階でもいろいろ議論になったように記憶しているので、着実な業務管理、コンプライアンスを含めた、その部分をちゃんとチェックしていくということも重要なことかなというふうに思います。当然、今ご説明があったりとおりの、剪定する時期とかということ、多分に重なってくるわけで、暑かったり寒かったりすれば、ずれて集中していくというようなことになると思うので、そこら辺が適切に、労働環境を含めて、執行体制を含めて、きちっとした業務執行体制がとられているのかというようなことは、項目としては継続的に見ておく必要があるような気がいたしました。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

それは、人員・業務体制というところでということでしょうか。

(藏田委員長)

そこで見られるのであればですけども、そこで落とし込めるかどうかですね。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

今考えているのは、事業実施に必要な人員の確保というところで、この中で、業務計画の中にある程度人員を入れてもらおうかなとは考えております。この人員を入れることで、この計画が遂行できるのであれば、そこを人員配置の中で見ていこうかなという部分と、あと、緊急性の高い作業について、本当にできているか。うちのほうで、今日切ってくださいと言ったものに対して、できているのであれば、人員配置として成り立っているのかなといったところを確認していければなというのは、今、事前には考えているところでございます。

(藏田委員長)

他にいかがでしょうか。

(川村委員)

ちょっと難しいなと思うんですね。目標はちょっと難しいなと思うんですけども、そもそもこれを採択した、複数年にわたってこの業者に採択ということで、1業者にやらせることになったというのは、今までどうまくいかなかった。年ごとに違ってしまうから、計画的な景観だとか美観に配慮した剪定ができなかった。それを今度はできるようにしたということ。これであるということですから、それが指標としてはあるんだ。そういった指標はあるんだろうなと思うんですね。そうなるとうちと何かというと、計画がちゃんとできているかどうかというのが一番大事なところで、計画というのが仕様書の中でどういうふうにするような仕様書になっているのかというのが、私はまだ仕様書を全部見ていなくて、申し訳ないけれども、わからないですけども、おそらくお互いに話し合っただけのところになっているんでしょうね。役所ではつけれないでしょうね。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

造園屋さんのほうがプロなので、実際に市域全部を見てもらった中で、ここは刈り込んだほうがいいのかという意見をいただいた中で、うちのほうも、今まで、エリアごとに分けていたこともあって、簡単に言うと、このエリアはそんなに剪定しなくても、本来、北側のエリアのほうをもっと刈り込まなければいけない。でも、実際、エリアごとに出していたので、それができなかったのも、今回はそういったところを、剪定を強化してやっていくという中で、景観となると、なかなかその辺は難しい部分があるんですけども、景観に関しては、仕様書の中で、日本造園建設業協会の剪定のマニュアルというのがあるので、景観に配慮してこれに準じて刈り込んでくださいという形。

それとあと、一つの目玉としては、今まで、低木に関しては、育ってきたやつをきれいに切りましょう、きれいに切りましょうとあって、低木は大体40センチから60センチなんですけれども、一時、中央公園は、ツツジが1メートルぐらいになっちゃって、子どもが見えないような状況になってしまった。景観イコール見通しというところで、中央公園は今回、強剪定という形で、40センチから50センチでバーッと一発切ったという状況にあります。

そういったところで計画どおり切ることで、景観だとか、見通しだとかというところできているという形で判断をしていこうかなとは考えています。あくまでも、景観を指標にしようとするとなかなか難しいので、今言った、ハンドブックのように切れているか。特に、見通しがきれに見えるかということも重要なかなとは考えているので、そういった部分で、強剪定をちゃんとできているかといったところで、指標として判定していければなと考えています。

(川村委員)

委員長が言ったように、この言葉だけですと、確かに当たり前じゃないのという話になってしまう。これだけ見ると、そういう感じがしてしまうんですけども、なかなか言葉にあらわすのは、今の話は難しいで

すよね。どういう指標にするのか。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

なので、評価内容のところで、今言ったような内容をしっかり書き込んで、こういったことで、今言った、例えば、強剪定することで周囲がちゃんと見渡せるようになり、景観にも配慮できているという形の内容を書いた上で、それに準じて、できましたという形の評価となるのかなと。ここの評価の視点の部分だけだと、なかなかそこが見えてこない。人員確保に関しても、緊急のときにちゃんと行けているかとかというところが人員の確保に繋がっていると思うので、そういった部分を評価内容の上に一度書かせていただくことを、今、想定はしております。

(川村委員)

その辺が出てこない、今、ここに書いてあるモニタリング項目だけだと、モニタリングできないですよ、ね。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

私もこれを読んでいるとなかなか難しいなと思っていて、今言ったように、少しこちらに書き込んでいかないと、例えば、利用者へのアンケート、ヒアリング調査なんて、なかなかできないじゃないですか。いる人をつかまえて、どうですかというわけにもいかない。例えば、これであれば、満足度という話であれば、公園とかであれば、遊具の瑕疵による事故というのがあれば、それは満足度最低な話で、瑕疵による事故がなくて安全に使えたというのが、本当の市民にとっての満足度であるので、例えば、その辺を評価の内容として、瑕疵による事故がなかったという一つの評価の視点で、満足度の部分に書けるのかなというのちょっと考えています。

あと、例えば、接遇であれば、街路樹の剪定をやるときに、看板だとか、交通整理員を立てて、当然、それで苦情がこないようにするわけなんですけれども、あとは、いつごろにここを剪定するのでよろしく願いしますという回覧を事前に回す。それが利用者に対して、接遇というか、接していくための満足度なのかなと、少し置きかえていかないとなかなか難しいなというのは、担当課でも感じていて、そこを工夫しながら評価のほうにしていこうかなと今は考えております。

(藏田委員長)

ここの全体の指標設定は引き続き検討していく必要がありますよね。

色々やっていく中でたぶん一年目、二年目、三年目でたぶんこれも違ってきてもしかるべきかなという気もしますしね。同じものがべたっとくつつくようなものではない気もしますし。

含めて先程おっしゃっていたように、この共通のモニタリング項目と評価の視点の中で担当課としての水準なり評価すべき項目なりというのを調整して頂きながら進めて頂いて、その報告を拝見させて頂いて意見

を申し上げられればということで。

では以上で審議を終わります。御協力ありがとうございました。

以上で次第の方の審議事項につきましては終わりました。

## 【議題2】その他

(藏田委員長)

それでは事務局のほうからその他なにかございますでしょうか。

(事務局) (行政改革推進室 関谷担当主査)

それでは、議題の2その他といたしまして事務局より平成31年度実施に向けた、現在の提案募集の進捗状況について、この場を借りてご報告させていただきます。5月14日の本委員会でご審議頂き、確定した募集要項に基づきまして、まずは庁内向けの周知として5月24日に職員向け説明会を、そして6月6日および6月28日にはそれぞれ日中と夜間と時間帯を変えながら一般向けの説明会を開催いたしました。説明会では2回合計で23団体、延べ32名の方にご参加をいただいております。

9月14日までが、提案に必須となる事前確認のヒアリング期間となっており、事前確認書をご提出頂き実施したヒアリングとしては、近日中の実施予定含めて4件、事前確認書の提出はないもののヒアリングの場を設定した件数を含めると6件となっている状況です。なお、提案の受付期間は9月28日までとなっております。11月上旬を予定しております次回の委員会では、提案に基づき審査を行って頂くことを予定しております。提案募集状況や委員会の日程につきましては、あらためて事務局よりご連絡させていただきます。報告は以上となります。

(藏田委員長)

ありがとうございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。

特にないようなので、以上をもちまして第2回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会を終了させて頂きたいと思っております。長時間に亘りましてご協力を頂きましてありがとうございました。

委員長署名 藏田 幸三

委員署名 川村 豊